

育児休業期間に関する同意書

育児休業期間について、下記の内容に同意します。

① 保育所等の入所が内定した際には、入所月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、入所月の翌月 1 日まで）には復職することを約束します。

② 育児休業期間及び復職（予定）日が、①の復職期限以降となっている場合、育児休業を切り上げることは、就労先と相談し、了承を得ています。

③ 入所内定した際には、育児休業証明書を入所内定後（4 月入所の場合は 3 月の第 2 金曜日まで、5 月以降の入所の場合は、各区役所・地区健康福祉ステーションが別に定める期日まで）に提出し、①の復職期限までには育児休業を切り上げる（復職する）ことを約束いたします。

※就労先で記載された同書類にて、川崎市が復職日を確認後、入所決定となります。

④ ①の復職期限までに復職できない場合や、③のとおり育児休業証明書を期限までに提出することができない場合は、内定を取り消されること及び退園することについて同意いたします。

令和____年____月____日

住所_____

保護者氏名_____

（育児休業取得者）

児童氏名_____

第一希望保育所等_____